

3. 病気休暇

病気休暇とは、公務又は通勤によらない負傷又は疾病等による場合であって医師の証明等に基づき、人事委員会規則で定める日又は時間とする。

根拠となる法令等

(病気休暇)

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第14条

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間は、人事委員会規則で定める。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（通知）

高知県人事委員会委員長（抜粋）

休暇請求の要件（一般的な病気・けがの場合）

職員が病気休暇を請求する場合必ず医師の診断を受け疾病・負傷の認定及び療養休暇の期間の指定を受けなければならない。

手続き

事 項	書 類 名	添付書類	提 出 先	備 考
6 日 以 内 の 場 合	特別・病気 休暇届承認簿		学校長	医療機関を受診したことが 確認できる書類を提示（医 療機関の領収書、薬袋 等）
6 日 を 超 え て 1 か 月 未 満 の 場 合	特別・病気 休暇届承認簿	診断書 1 通	学校長	学校長が 6 日を超えて 休む場合は、町教委へ 提出
1 か 月 以 上	病気休暇承認願	診断書 1 通	学校長 ↓ 地教委	2 部提出

※上司の指揮を受ける必要があると認められるときは教育委員会と協議する。

※1か月以上で代員が必要な場合には、補充教職員配置希望ができる。

※長期休業中の補充教職員は配置されない。

※特別・病気休暇届承認簿は、備考欄に疾病・負傷の状態等を記載する。病名は必ずしも記載する必要はない。

種類と期間

種 類	期 間
公務によらない結核性疾患 (教育公務員特例法第14条の適用又は準用を受ける者に係る結核性疾患を除く。)	引き続き1年以内(※栄養職員のみ)
難病(指定あり)	引き続き1年以内
公務又は通勤による傷病(公務・通勤災害)	引き続き1年以内
生活習慣病(高血圧症、悪性新生物等)精神性疾患	引き続き90日以内 (更に引き続き60日以内で延長することができる。)
上記以外のその他の私傷病	引き続き90日以内

※適用：公立学校の校長及び教員
 ※準用：公立学校の事務職員 } 2年間(最長3年間)の病気休職

四万十町教育委員会 様	令和●●年10月10日
	四万十町立四万十小学校 職名 教諭 氏名 土佐 花子
土佐	
病 気 休 暇 承 認 願	
別紙診断書のとおり、病気治療のため令和●●年11月1日より令和●●年12月28日まで58日間休暇をいただきたく関係書類を添えお願いいたします。	
(病名) 高血圧症	
副 申 書	
当校 教諭 土佐 花子 は別紙診断書のとおり病気のため治療を必要としますので、病気休暇として処置していただきたく副申します。	
令和●●年10月10日	
四万十町立四万十小学校 校長 高知 太郎	
四万十小学校 校長 高知 太郎	
令和 年 月 日付で願出の件、承認する。	
令和 年 月 日	
四万十町教育委員会 教育長	
印	

※ 診断書 1通添付・2部提出

令和●●年10月10日

四万十町教育委員会 様

四万十町立四万十小学校

校長 高知 太郎



病気休暇承認に伴う補充教員配置についての学校長意見書

本校 教諭 土佐 花子 から別紙のとおり病気休暇承認願が提出されましたので、ご承認くださるとともに補充教員について下記の通り意見具申をいたします。

記

1 補充を必要とする理由

別紙診断書のとおり 58日間病気治療を要するため

2 補充の期間

令和●●年11月1日より令和●●年12月25日までの 55日間

3 補充教員に担当させる学年または教科

終業式の日までとなる

イ 学年 3年

ロ 教科 年 (時間)

年 (時間)

年 (時間) 計 時間

4 備考

* 2部提出 診断書写 1 管理職3部

令和●●年12月1日

四万十町教育委員会 様

四万十町立四万十小学校

(職名) 教諭 (氏名) 土佐 花子



病 気 休 暇 期 間 更 新 願

現在病気のため休暇中ですが、引き続き療養を必要としますので、病気休暇期間を令和●●年2月28日まで更新くださるよう関係書類を添えてお願いします。

副 申 書

当校 教諭 土佐 花子 は別紙診断書のとおり病気のため療養を必要としますが、全快後は再び教育に従事する意志が充分ありますので、病気休暇として処置していただくのが適当と考えられますので副申します。

令和●●年12月1日

四万十町立四万十小学校

校長 高知 太郎



令和 年 月 日付で願出の件、承認する。

令和 年 月 日

四万十町教育委員会
教育長



※引き続き補充教員の配置を希望する場合は「病気休暇期間更新に伴う補充教員についての学校長意見書」を同時に提出する

※ 診断書 1通添付・2部提出

四万十町教育委員会 様

令和●●年 1 月 30 日

四万十町立**四万十小**学校
(職名) 教諭
(氏名) 土佐 花子



復 帰 届

私は令和●●年 1 月 1 日から令和●●年 2 月 28 日まで病気休暇の承認を受けていましたが、別紙診断書のとおり勤務可能となり令和●●年 3 月 1 日より復帰しますので、お届けします。

副 申 書

当校 教諭 土佐 花子 は、病気休暇の承認を得て治療中でありましたが別紙診断書の通り勤務可能と認め副申します。

令和●●年 1 月 30 日

四万十町立**四万十小**学校
校長 高知 太郎



令和 年 月 日付で届出の件、承認する。

令和 年 月 日

四万十町教育委員会

教育長 印

※ 診断書 1 通添付 2 部提出

※ 病気休暇承認期間終了前に
復帰する場合は「復帰願」を
提出する

* 健康診断受診に係る服務及び病気休暇の取扱いについて

職員が定期健康診断等を受診し、その結果に基づいて再検査又は精密検査（以下「精密検査等」という）を受診する場合は、職員の健康保持・増進を支援する観点から、職務専念義務を免除することになっています。精密検査等の結果、治療を要すると診断された者（病名が確定した者）が医療機関を受診する場合は、病気休暇又は年次有給休暇で対応することとなります。職員が病気休暇を請求する場合は、「必ず医師の診断を受け、疾病、負傷の認定及び療養期間の指定を受けなければならない。」とされていることから、病気休暇の期間が6日を超えない場合も、医療機関を受診したことが確認できる書類（医療機関のレシート、薬袋、診療カードなど、医療機関を受診した日が判るもの）の提示が必要です。下表は県立学校の服務取扱基準ですが、市町村立学校もこれに準じた取扱いとなっています。

検診区分		一次検診	再検査・精密検査	要治療者
採用時健康診断		職務	職務専念義務の免除	左記検診の結果、治療を要すると診断された者（病名が確定した者）が医療機関を受診する場合は、病気休暇又は年次有給休暇で対応するものとする。
定期健康診断 （一般健診、胸部X線検診及び胃検診）				
子宮がん・乳腺検診 （高知県立学校職員の健康診断の実施要項に定めるもの）				
人間ドック等	人間ドック	特別休暇		
	脳ドック			
	婦人検診			
	「心と体の健康作り」 （THP:トータルヘルスプロモーション）			
V D T 検診	一次検診	問診票判定による	職務	
	二次検診	職務		
特殊健康診断 （高知県立学校職員の健康診断の実施要項に定めるもの）		職務		

《参考》

◎公文書「平成21年度厚生計画の策定及び実施に伴う服務の取扱いについて」
（平成21年7月1日付 21高教政第458号 高知県教育長通知）